

静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第31号

静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例

静岡県金属くず営業条例（昭和32年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例で「金属くず行商」とは、営業所によらないで個々に取引の相手方を求めて、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換することを営業とする者で、第18条第1項の規定による届出をしたものをいう。</p> <p>(金属くず商の許可及び管理者の届出)</p> <p>第3条 金属くず商になろうとする者は、営業所ごとに、<u>静岡県公安委員会</u>（以下「<u>公安委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 公安委員会は、<u>前条</u>の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次条</u>の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して6月を経過しない者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例で「金属くず行商」とは、営業所によらないで個々に取引の相手方を求めて、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換すること<u>(以下「行商行為」という。)</u>を営業とする者<u>(その代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。)</u>並びに金属くず商及びその代理人等を除く。)で、第18条第1項の規定による届出をしたものをいう。</p> <p>(金属くず商の許可及び管理者の届出)</p> <p>第3条 金属くず商になろうとする者は、営業所ごとに、<u>公安委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 公安委員会は、<u>前条第1項</u>の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第5条</u>の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して6月を経過しない者</p> <p>(4) <u>集团的に、又は常習的に暴力的不法行為</u></p>

(4)・(5) (略)

(6) 削除

(7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人。ただし、その者が金属くず商の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第9号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

(8) 第1号から第5号までのいずれかに該当する管理者を置く者

(9) 法人で、その業務を行う役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者のあるもの

2 (略)

その他の罪に当たる違法な行為で古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第1条に規定するものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの

(6)・(7) (略)

(8) 精神機能の障害により金属くず商の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が金属くず商の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第11号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

(10) 次のいずれかに該当する管理者を置く者

ア 未成年者

イ 第1号から第7号までのいずれかに該当する者

ウ 精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(11) 法人で、その役員のうち第1号から第8号までのいずれかに該当する者があるもの

2 (略)

(許可の手續)

第4条の2 第3条第1項の規定による許可を

(無許可営業の禁止)

第5条 (略)

(許可証)

第6条 (略)

2 (略)

3 金属くず商は、許可証をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちにその旨を公安委員会に届け出て再交付を受けなければならない。

4 金属くず商は、許可証の記載事項に異動を生じたときは、10日以内に許可証を添えて、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、許可申請書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 管理者を定める場合にあつては、その氏名及び住所

(4) 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

(無許可営業の禁止)

第5条 (略)

(許可証)

第6条 (略)

2 (略)

3 金属くず商は、許可証を毀損し、若しくは亡失し、又は許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証等の携帯等)

第6条の2 金属くず商は、行商行為をするときは、許可証を携帯していなければならない。

2 金属くず商は、その代理人等に行商行為をさせるときは、当該代理人等に別記様式第2号の金属くず商従業者証(以下「従業者証」という。)を携帯させなければならない。

3 金属くず商又はその代理人等は、行商行為をする場合において、警察官又は取引の相手方から許可証又は従業者証の提示を求められ

(許可証の返納)

第7条 金属くず商は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、10日以内に当該許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 許可証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき。

2 金属くず商が死亡し、又は解散したときは、同居の親族、法定代理人、若しくは管理者、又は清算人（法人の解散が合併によるものであるときは、合併後存続し又は合併により設立された法人）は、10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(許可の表示)

第10条 金属くず商は、営業所の見やすい場所に、別記様式第2号の許可標識を表示しなければならない。

(帳簿)

第12条 金属くず商は、営業所ごとに、別記様

たときは、これを提示しなければならない。

(金属くず商に係る変更の届出)

第6条の3 金属くず商は、第4条の2各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更の日から14日（公安委員会規則で定める場合にあつては、20日）以内に当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(許可証の返納)

第7条 金属くず商は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に該当することとなつた日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 許可証の再交付を受けた者が、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 金属くず商が死亡し、又は解散したときは、同居の親族、法定代理人若しくは管理者又は清算人（法人の解散が合併によるものであるときは、合併後存続し、又は合併により設立された法人。以下同じ。）は、当該死亡し、又は解散した日から10日以内に許可証を公安委員会に返納しなければならない。

(許可の表示)

第10条 金属くず商は、営業所の見やすい場所に、別記様式第3号の許可標識を表示しなければならない。

(帳簿等への記載等)

第12条 金属くず商は、売買若しくは交換のた

式第3号の帳簿を備え、売買若しくは交換のため又は売却若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り又は譲り渡したときは、そのたびごとに所定の事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿には、紙数を明記し、所轄警察署長の検印を受けなければならない。

3 金属くず商は、第1項の帳簿をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに所轄警察署長に届け出なければならない。

4 金属くず商は、第1項の帳簿を廃棄しようとするときは、所轄警察署長の承認を受けなければならない。

(品触れ)

第13条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、金属くず商に対して盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物（次条において「盗品等」という。）の品触れを発することができる。

2・3 (略)

(立入及び検査)

め、又は売買若しくは交換の委託により、金属くずを受け取り、又は引き渡したときは、その都度、次に掲げる事項を、帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）に記載をし、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録をしておかなければならない。

(1) 取引の年月日

(2) 金属くずの品目、数量及び特徴

(3) 相手方の住所及び氏名

(4) 前条第1項の規定による確認をした場合にあつては、その方法

2 金属くず商は、帳簿等を最終の記載をした日から3年間営業所に備え付け、又は前項の電磁的方法による記録を当該記録をした日から3年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

3 金属くず商は、帳簿等又は第1項の電磁的方法による記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、直ちに営業所の所在地の所轄警察署長に届け出なければならない。

(品触れ)

第13条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、金属くず商に対して盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物（以下「盗品等」という。）の品触れを発することができる。

2・3 (略)

(立入り及び検査)

第15条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、警察官をして、営業時間中において金属くず商の営業所及び金属くずの保管場所に立ち入らせ、金属くず及び帳簿を検査させ、若しくは関係者に質問させ又は関係者から報告を求めることができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の求めがあつたときは、これを呈示しなければならない。

(行政処分)

第16条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、金属くず商の許可を取り消し、又は期間を定めて金属くず商の営業の停止を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 金属くず商が、第4条第1項第4号又は第7号から第9号までのいずれかに該当するに至つたとき。

(4) 金属くず商又はその代理人、使用人その他の従業者が、この条例又はこの条例に基づいて公安委員会が定める規則の規定に違反したとき。

2 (略)

(金属くず行商の届出)

第18条 (略)

2 金属くず行商でない者は、営業所によらないで個別に取引の相手方を求めて、金属くずを売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換してはならない。

第15条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、警察官をして、営業時間中において金属くず商の営業所及び金属くずの保管場所に立ち入らせ、金属くず及び帳簿等 (第12条第2項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。)を検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は関係者から報告を求めることができる。

2 前項の場合においては、警察官は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の求めがあつたときは、これを提示しなければならない。

(行政処分)

第16条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、金属くず商の許可を取り消し、又は期間を定めて金属くず商の営業の停止を命ずることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 金属くず商が、第4条第1項第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当することとなつたとき。

(4) 金属くず商又はその代理人等が、この条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反したとき。

2 (略)

(金属くず行商の届出)

第18条 (略)

2 金属くず行商でない者は、行商行為をしてはならない。ただし、金属くず商及びその代理人等並びに金属くず行商の代理人等にあつては、この限りでない。

(届出の手續)

第18条の2 前条第1項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した

(行商の証)

第19条 公安委員会は、前条第1項の届け出を受理したときは、別記様式第4号の金属くず行商の証（以下「行商の証」という。）を交付しなければならない。

(行商の証の携帯義務)

第20条 金属くず行商は、営業中行商の証を携帯し、警察官の求めがあつたときは、これを呈示しなければならない。

届出書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 行商行為をする主たる地域
- (3) 取引の相手方が特定されている場合にあっては、当該相手方の氏名又は名称及び住所又は居所
- (4) 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

(行商の証)

第19条 公安委員会は、前条の届出書の提出を受けたときは、別記様式第4号の金属くず行商の証（以下「行商の証」という。）を交付しなければならない。

- 2 金属くず行商は、行商の証を他人に貸し、又は譲り渡してはならない。
- 3 金属くず行商は、行商の証を毀損し、若しくは亡失し、又は行商の証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て再交付を受けなければならない。

(行商の証等の携帯等)

第20条 金属くず行商は、行商行為をするときは、行商の証を携帯していなければならない。

- 2 金属くず行商は、その代理人等に行商行為をさせるときは、当該代理人等に別記様式第5号の金属くず行商従業者証（以下「行商従業者証」という。）を携帯させなければならない。
- 3 金属くず行商又はその代理人等は、行商行為をする場合において、警察官又は取引の相手方から行商の証又は行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(行商の証の返納)

第21条 金属くず行商は、次の各号の一に該当するに至った場合においては、10日以内に当該行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 行商の証の再交付を受けた者が、亡失し又は盗み取られた行商の証を回復するに至ったとき。

2 金属くず行商が死亡したときは、同居の親族は10日以内に、当該行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

(準用)

第22条 第6条第2項から第4項まで及び第11条第2項の規定は、金属くず行商について準用する。

らない。

(金属くず行商に係る変更の届出)

第20条の2 金属くず行商は、第18条の2各号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更の日から14日（公安委員会規則で定める場合にあつては、20日）以内に当該変更に係る変更年月日及び変更事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が行商の証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(行商の証の返納)

第21条 金属くず行商は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に該当することとなつた日から10日以内に行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 行商の証の再交付を受けた者が、亡失した行商の証を発見し、又は回復したとき。

2 金属くず行商が死亡し、又は解散したときは、同居の親族若しくは法定代理人又は清算人は、当該死亡し、又は解散した日から10日以内に行商の証を公安委員会に返納しなければならない。

(申告)

第22条 金属くず行商は、金属くずを買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとする場合において、当該金属くずについて不正品の疑いがあるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければ

第25条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第2項(第22条において準用する場合を含む。)の規定に違反して許可証若しくは行商の証を他人に貸し、又は譲り渡した者
- (2) (略)
- (3) 第11条(第22条において準用する場合を含む。)の規定に違反して確認又は申告しなかつた者
- (4) 第12条第1項の規定に違反して、営業所ごとに帳簿を備えず、又は当該帳簿に所定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (5)～(7) (略)

第26条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金又は料料に処する。

- (1) 第6条第4項(第22条において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をしなかつた者
 - (2)・(3) (略)
 - (4) 第12条第2項の規定に違反して帳簿の検印を受けず、又は同条第3項の規定に違反して届出をせず、若しくは同条第4項の規定に違反して承認を受けなかつた者
 - (5) (略)
 - (6) 第20条の規定による行商の証を携帯せず、又は警察官の求めに対してこれの呈示を拒んだ者
 - (7) (略)
- (両罰)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

ならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第2項又は第19条第2項の規定に違反して許可証又は行商の証を他人に貸し、又は譲り渡した者
- (2) (略)
- (3) 第11条の規定に違反して確認若しくは申告をせず、又は第22条の規定に違反して申告をしなかつた者
- (4) 第12条第1項の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者
- (5)～(7) (略)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金又は料料に処する。

- (1) 第6条の2第1項の規定に違反して許可証を携帯せず、又は同条第2項の規定に違反して従業者証を携帯させなかつた者
 - (2) 第6条の3第1項又は第20条の2第1項の規定に違反して届出書又は添付書類を提出しなかつた者
 - (3)・(4) (略)
 - (5) 第12条第2項の規定に違反して帳簿等を備え付けず、若しくは電磁的方法による記録を保存せず、又は同条第3項の規定に違反して届出をしなかつた者
 - (6) (略)
 - (7) 第20条第1項の規定に違反して行商の証を携帯せず、又は同条第2項の規定に違反して行商従業者証を携帯させなかつた者
 - (8) (略)
- (両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金又は科料の刑を科する。

(委任)

第28条 この条例施行について必要な事項は、公安委員会が規則で定める。

理人等が、その法人又は人の業務に関し前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金又は科料の刑を科する。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1号(表)中

本籍	〔法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地〕
住所	(法人の場合は、代表者の住所)
氏名	(法人の場合は、代表者の氏名)
	年 月 日生
営業所の名称	
営業所の所在地	
管理者の住所及び氏名	
法定代理人の本籍住所及び氏名	

を

住所又は居所	
氏名又は名称	
	年 月 日生
代表者の住所及び氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
管理者の住所及び氏名	

に改め、同様式備考

を次のように改める。

備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとする。

2 用紙の白紙の部分の下の折り目が、表紙内側の折り目と一致するように表紙内側の白紙の部分に用紙の白紙の部分を貼り付ける。

3 異動事項欄の印は、公安委員会の印とする。

別記様式第3号を削り、別記様式第2号を別記様式第3号とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号（規格縦5.5センチメートル・横8.5センチメートル）

（表）

金属くず商従業者証	
写 真	氏 名
	生年月日

（裏）

金属くず商の氏名又は名称	
金属くず商の住所又は居所	
許 可 証 番 号	

備考 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。

2 氏名欄及び生年月日欄には、代理人等の氏名及び生年月日を記載すること。

3 写真欄には、代理人等の写真（縦2.5センチメートル以上、横2.0センチメートル以上のもの）を貼り付けること。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（用紙規格縦11センチメートル・横9センチメートル）

（外側）

<p>1 営業に際しては、この証を携帯し、警察官又は取引の相手方の求めがあつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 この証は、他人に貸し、又は譲り渡してはならない。</p> <p>3 この証を毀損し、若しくは亡失し、又はこの証が滅失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けなければならない。</p> <p>4 行商の証の記載事項に変更があつたときは、その書換えを受けなければならない。</p>
<p>第 号</p> <p>金属くず行商の証</p> <p>交付 年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 印</p>

（内側）

写 真	住所又は居所 氏名又は名称 年 月 日生
代表者氏名	
代表者住所	

異動事項	異動年月日	印

備考 1 写真欄には、金属くず行商の写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼り付ける。ただし、金属くず行商が法人であるときは、写真の貼付を要しない。

2 異動事項欄の印は、公安委員会の印とする。

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

別記様式第5号（規格縦5.5センチメートル・横8.5センチメートル）

（表）

金属くず行商従業者証	
写 真	氏 名
	生年月日

（裏）

金属くず行商の氏名又は名称	
金属くず行商の住所又は居所	
行 商 の 証 番 号	

- 備考 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 氏名欄及び生年月日欄には、代理人等の氏名及び生年月日を記載すること。
- 3 写真欄には、代理人等の写真（縦2.5センチメートル以上、横2.0センチメートル以上のもの）を貼り付けること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にされた改正前の静岡県金属くず営業条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の静岡県金属くず営業条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定及び様式により交付されている許可証等は、新条例の相当する規定及び様式により交付された許可証等とみなす。
- 4 旧条例第16条の規定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令は、新条例第16条の規

定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令とみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。